

表記の件につき、経済産業省担当省庁よりご案内頂きましたので転送致します。添付資料（省庁発信文書）をご一読いただきましてご理解、活用していただければと存じます。（事務局）

【周知依頼】就職・採用活動に関する要請及び雇用調整助成金活用の周知について

内閣官房、文部科学省、厚生労働省、弊省の連名で下記2点及び、雇用調整助成金の活用についてご連絡させていただきます。

については下記内容を貴団体の会員企業の皆様に周知いただきますようお願いいたします。

-
1. 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた2020年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動及び2019年度卒業・修了予定等の内定者への特段の配慮に関する要請について経済産業省は令和2年3月13日に就職・採用活動中の学生や内定者に対して特段の配慮がなされるよう、内閣官房、文部科学省、厚生労働省と連名で要請を行いました。

貴団体におかれましても、加盟企業等に対して、上記内容を踏まえ、就職・採用活動について、積極的な情報発信など行っていただきますよう、周知徹底をお願い申し上げます。

（詳細は別添の「1. 新型コロナウイルス感染症への…」をご覧ください）

<経済産業省 HP>

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200313006/20200313006.html>

2. 2021年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請について（詳細は別添の「2. 2021年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請について」をご覧ください。）

今般、政府として「2021年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請事項」とりまとめました。

就職・採用活動の円滑な実施及び学生が学業に専念できる環境の確保に向けて、別添にもとづき、加盟企業等に対し、本要請の周知徹底をお願い申し上げます。また、本要請の加盟各企業等への周知状況を把握するため、アンケート調査を別途6月～7月頃に実施予定としております。

<内閣官房 HP>

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/shushoku_katsudou_yousei/2021nendosotu/index.html<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/shushoku_katsudou_yousei/2021nendosotu/index.html%0d>

3. 雇用調整助成金の活用について(詳細は別添の「3. 雇用調整助成金の活用について」をご覧ください)

厚生労働省では雇用調整助成金の特例を実施しています。本助成金は、労働者に対して一時的な休業等を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に休業手当等の一部を補助するものです。

特例措置として、新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者についても助成対象としています。

新規学卒採用者を含めた従業員の雇用維持に向けて、本助成金を活用いただきますよう、周知をお願いいたします。

なお、各企業での実施にあたっては、厚生労働省や各都道府県での相談窓口が開設されておりますので、必要に応じて、そちらの窓口までご相談いただきますよう、お願い申し上げます。

<厚生労働省 HP>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

<雇用調整助成金に関する主なお問い合わせ先一覧>

<https://www.mhlw.go.jp/content/000603788.pdf>

以上となります、よろしくお願いいたします。